

評価機関認証チェックリスト

【一般社団法人 香川県福祉サービス評価機構】

1 評価機関認証基準

(1) 法人格を有すること	適
(2) 施設等による福祉サービスを提供していないこと	適
(3) 評価を決定する委員会等を設置していること	適
(4) 次の(ア)及び(イ)に該当する評価調査者をそれぞれ1名以上確保していること (ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者 (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者	適
(5) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保していること	適
(6) 1件の評価に2人以上の評価調査者が一貫してあたること	適
(7) 事業内容に関する透明性を確保するために、下の2(4)～(9)、(12)の規程等を整備していること	適
(8) 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること	適

2 評価機関認証申請書類

(1) 法人の定款、寄付行為等	適
(2) 法人の登記簿謄本	適
(3) 法人の直近の決算書類（損益計算書、貸借対照表、財産目録等）	適
(4) 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別（救護施設、養護・軽費老人ホーム、ケアハウス、児童福祉施設、障がい者・児施設、その他）を含む）	適
(5) 評価実績（評価実績がある場合）	適
(6) 評価料金及びその算定根拠	適
(7) 評価を決定する委員会等の委員名簿	適
(8) 評価調査者の資格及び主な経歴（評価調査者養成研修の受講が確認できる書類を添付すること。）	適
(9) 第三者評価実施手法	適
(10) 福祉サービス事業者との間で締結する契約書の様式	適
(11) 組織図及び役員・職員名簿	適
(12) 守秘義務規程、倫理規程、苦情解決処理規程等	適
(13) その他必要と判断される書類（他県で評価機関となっている場合は、認証通知書の写し）	適